

# (財)まちみらい千代田 WEB サイト広告掲載取扱要領

平成22年5月24日

## (目的)

第1条 この要領は、(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱の規定に基づき、財団法人まちみらい千代田のWEBサイト(以下、財団WEBサイトという。)への広告掲載について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) 財団WEBサイト

財団法人まちみらい千代田が管理するWEBサイト(ホームページ)のことをいう。

### (2) 千代田 day's トップページ

財団WEBサイトのうちURLが「<http://www.chiyoda-days.jp/>」のWEBページのことをいう。

### (3) バナー広告

財団WEBサイトに表示される広告画像で、広告主の指定するWEBサイトにリンクするものをいう。

## (広告の規格および掲載料)

第3条 広告を掲載する位置は、千代田 day's トップページの上側下部分、およびその他の財団WEBサイトで財団が指定した位置とする。

## (広告の内容)

第4条 財団WEBサイトに掲載できる広告の範囲は、バナー広告の内容及びリンク先として指定するWEBサイトの内容等が『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第3条各号のいずれにも該当しないものとする。

## (枠数及び規格)

第5条 財団WEBサイトにおける広告枠数は別表1に定める。

2 広告の規格は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 大きさ 縦 40ピクセル×横 150ピクセル
- (2) 形式 JPEG形式、または静止画のGIF形式
- (3) 容量 10KB以下
- (4) 代替テキスト 30文字以内(企業・団体の正式名称は除く)
- (5) その他 JIS規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したもの

3 バナー広告の内容及び表記などは、財団WEBサイトの品位を損なわず、かつ、利用者に不快感を与えることがないものとする。

- 4 広告掲載希望者は、掲載するバナー広告について、作成決定前に必ず財団と協議するものとする。
- 5 本条第2項に掲げるもののほか、広告の規格及びデザイン等については、別に定める「財団 WEB サイトバナー広告表現ガイドライン」に準拠すること。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間は、1か月を単位とする。

- 2 広告掲載希望者が望むときは、複数月の申込み及び掲載を認めることができる。

(広告料)

第7条 広告の掲載料は『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第6条の規定に基づき、原則として別表2に記載する金額とする。

- 2 広告掲載希望者は、本条で算出される広告料を理事長の指定する期日までに一括前納するものとする。

(掲載順位)

第8条 財団 WEB サイトに掲載するバナー広告の掲載順位は、『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第4条の規定に準じる。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 掲載希望者の募集は、『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第7条に記載するもののほか、財団 WEB サイトに掲載し随時公募を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 掲載希望者は、『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第8条に基づく様式第1号にバナー広告の原稿を添えて申込みこととする。

- 2 同一の法人名で一つのページに複数申込みをすることができないものとする。なお、法人名とは、様式第1号の「氏名(法人または団体にあってはその名称)」に記載する名称をいう。

(広告掲載の決定)

第11条 理事長は、第4条および第5条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

- 2 理事長は、バナー広告掲載の可否を決定した時は、『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第9条第2項に基づく様式第2号(広告掲載決定通知書)または様式第3号(広告不掲載決定通知書)により広告掲載希望者に通知する。
- 3 広告掲載決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、速やかに掲載バナー広告の電子データを理事長に提出するものとする。なお、掲載バナー広告の電子データ作成に要する経費は、広告主の負担とする。

(譲渡等の禁止)

第12条 広告掲載可の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、財団WEBサイトに広告を掲載する権利を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(広告内容等の変更)

第13条 理事長は、バナー広告の内容またはリンク先WEBサイトの内容が、第4条および第5条に違反する恐れがあると判断する場合は、広告主に対し、内容の変更を求めることができる。

2 広告主は、広告のリンク先を変更する場合、変更を希望する1週間前までに、財団企画総務グループまで連絡するものとする。

(広告掲載の取消し)

第14条 理事長は、広告の掲載決定後においても『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第13条に記載するもののほか、次の各号に該当する場合には手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 前条に規定する広告内容の変更を広告主が行わないとき

(2) 広告の内容またはリンク先WEBサイトの内容が、第4条及び第5条に違反しているとき

(3) その他、財団WEBサイトへの広告掲載が適切でないと理事長が認めたとき

(広告掲載の取下げ)

第15条 広告主は、自己の都合により財団WEBサイトへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、広告掲載を取下げの場合、『広告掲載辞退届(様式第4号)』を理事長に提出しなければならない。

3 第2項の規定により広告掲載を取り下げた場合、『(財)まちみらい千代田印刷物等広告掲載取扱要綱』第11条の規定に基づき、納付済みの広告掲載料は還付しない。

(広告掲載期間の延長)

第16条 広告掲載期間内に、財団の都合でWEBサイトを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。ただし、関連機器の保守点検及び天災、地変、その他の自然災害などの理由でやむを得ず閉鎖する場合を除く。

(1) 閉鎖時間が3時間以上24時間未満の場合、1日延長

(2) 閉鎖時間が24時間以上の場合、閉鎖日数+1日延長

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容及びリンク先WEBサイトの内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害していないこと及び権利処理が完了していることを、理事長に対して保証するものとする。

- 3 広告主は、第三者から広告に関して損害賠償請求等がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決することとする。

附 則

この要綱は、平成 22 年 5 月 24 日から施行する。

別表 1（第 5 条関連）

掲載場所	掲載枠上限
千代田 day's トップページ <a href="http://www.chiyoda-days.jp/">http://www.chiyoda-days.jp/</a>	8 枠

別表 2（第 7 条関連）

掲載期間	広告料	割引
1 ヶ月～12 ヶ月	法人賛助会員 5,250 円（税込）	なし
1 ヶ月～3 ヶ月未満	上記以外 1 ヶ月 10,500 円（税込）	なし
3 ヶ月以上～6 ヶ月未満		消費税分割引
6 ヶ月以上～12 ヶ月未満		1 カ月分割引
12 ヶ月		3 カ月分割引